

平成30年度 佐倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成30年度佐倉市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,436千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,247,514千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年8月27日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 繰入金		1,061,175	18,436	1,079,611
	1 基金繰入金	1	18,436	18,437
	歳入合計	18,229,078	18,436	18,247,514

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7 諸支出金		22,902	18,436	41,338
	1 償還金及び還付加算金	22,901	18,436	41,337
歳出合計		18,229,078	18,436	18,247,514

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
健診等業務委託（特定健診分）（健康保険課）	平成30年度～平成32年度	109,422